

対象案件	北広島市空家等対策計画の改定について
意見募集期間	令和2年12月1日(火)から令和3年1月4日(月)まで
担当部署(問合せ先)	市民環境部市民参加・住宅施策課 電話 011-372-3311 内線 4123
意見提出件数	意見提出者数 1人
	意見提出件数 1件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>空家の問題は単なる景観・保安・防犯などの問題でなく、居住者が亡くなり、その家を相続した人々が資産として持ち続けることで、その周辺に残っている人々のコミュニティの空洞化が生まれることではないでしょうか。</p> <p>行政としては、その空家の利用を促進する手立てを考え、札幌(+近郊)から人々を呼び込むことを考えるべきではないでしょうか。そのためには、空家(空き地)を所有する人達がそこを所有するインセンティブを消してしまうことが効果的と考えられます。</p> <p>そこで、条例等で法定外税を設定し、居住したい人への土地/家屋の流動化をすすめるべきではないでしょうか。</p>	<p>国のガイドライン(「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るための必要な指針)では、当該空家等の状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度等を勘案し、私有財産たる当該空家等に対する措置について、行政が関与すべき事案かどうか、その規制手段に必要性及び合理性があるかどうかを判断する必要があるとあり、全ての空家等に対して、一律に法定外税を課すことは難しいものと考えております。</p> <p>なお、ご意見につきましては、今後の空家等対策を含めた住宅施策の参考にさせていただきますと考えております。</p>